

第5章 計画を進めるために

1. 支援体制づくり

これまで示した環境の保全及び創造に関する施策や取組、行動指針を、市民、事業者、市の連携と協働のもとにより、継続的に実施することにより、本計画がめざす環境の姿は実現されるものです。したがって、計画の推進にあたっては、市民、事業者はその日常生活や事業活動の中で自発的に行動・参加し、市は自ら率先して行動するとともに、市民・事業者を支援していくことが重要です。

このため、市民、事業者、市の3者による環境の保全及び創造を進めていくための支援体制づくりを進めます。

(1) 市民に対する支援

- ◆ 環境に関する相談窓口を設置します。
- ◆ 環境保全に関する各種融資・助成制度の情報の収集と提供を進めます。
- ◆ 市内在住の環境分野の専門家や環境学習の実践者などの協力により、市または市民・事業者主催の環境学習会などへの環境保全に関する人材の活用を進めます。
- ◆ 市役所、図書館、公共施設における環境に関する情報の集積と提供を進めます。
- ◆ 情報公開条例に基づく環境情報の公開を進めます。
- ◆ 環境情報システムの整備や環境に関する調査研究の推進を図ります。

(2) 事業者に対する支援

- ◆ 環境管理・監査制度の事例、ISO14001 認証取得などに関する情報の収集と提供を進めます。
- ◆ 環境保全に関する各種融資・助成制度の情報の収集と提供を進めます。
- ◆ 職場における環境学習会等の開催を支援します。

2. 組織体制づくり

本計画を着実に実行するため、以下の組織体制づくりを進めます。

(1) 市の推進組織

今日の環境問題は、地域レベルから地球規模の問題までを含み、またその範囲も多岐にわたり、問題の要因が多様かつ複雑になっています。そのため、従来の規制的な手法を主とする施策から、多様な手法により環境に関する施策を推進することが必要となっています。

こうしたことから、市においては横断的な組織である「北広島市環境検討委員会」を通じて、関係部局の緊密な連携及び調整を図り、総合的、計画的な環境の保全及び創造に関する施策に取り組んでいきます。

(2) 環境審議会

「北広島市環境審議会」は、市長の諮問に応じて、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。

市では、環境基本計画に関するもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、必要な意見を求め、その反映に努めます。

(3) 北広島市環境保全協議会（仮称）

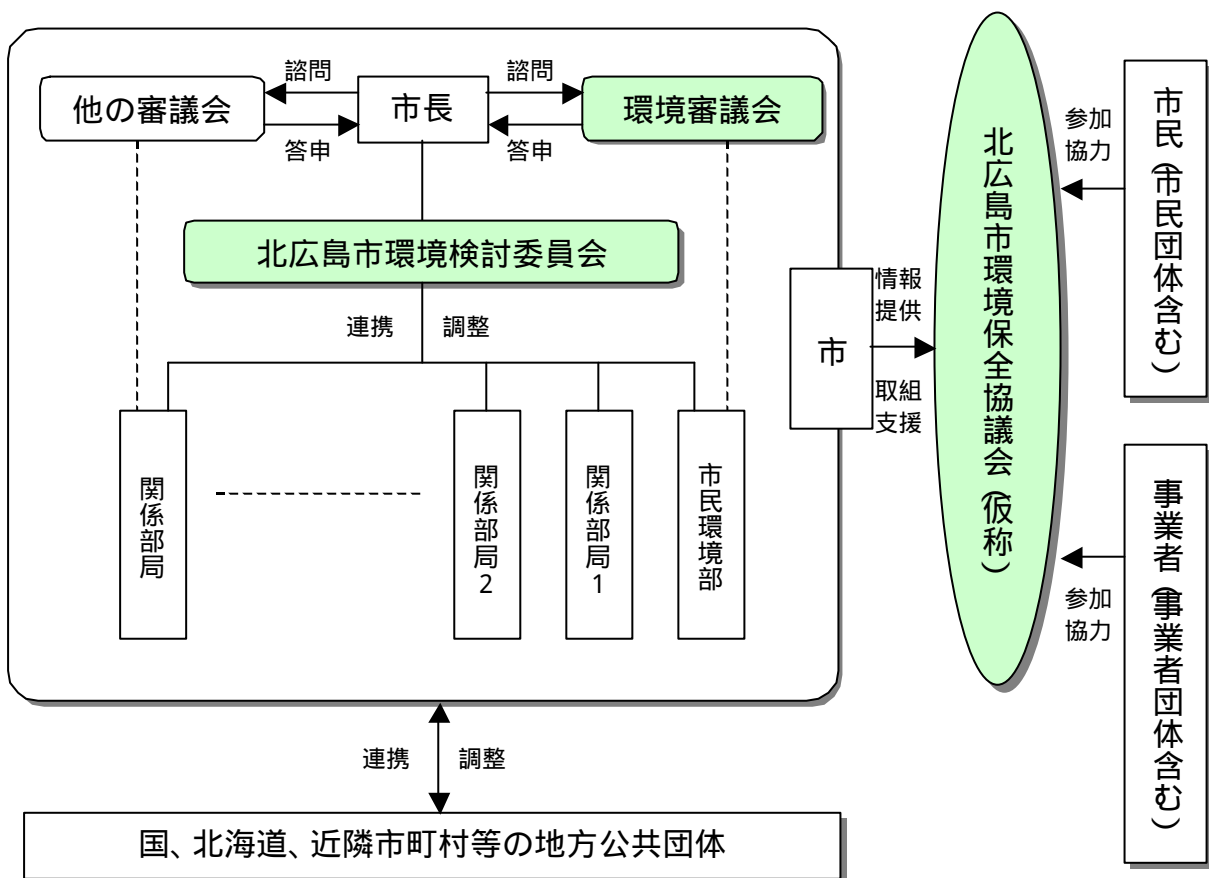
環境の保全と創造に関する取組を効果的かつ円滑に進めるため、市民、事業者、市で構成される継続的なネットワークとして、「北広島市環境保全協議会（仮称）」の設置を進めます。

「北広島市環境保全協議会（仮称）」は、市民、事業者、市がそれぞれの具体的な取組のあり方について協議する場としての役割を果たします。

(4) 関係機関・他の地方公共団体との連携

環境の保全及び創造に関する施策を展開するにあたって、広域的な取組を必要とする場合、国や道、並びに近隣市町村をはじめとする他の地方公共団体との連携を図るため、既存の会議を利用するなど、相互に協力して、その推進に努めます。

北広島市環境基本計画の推進体制



3 . 推進制度の整備

(1) 財政上の措置

本計画及び環境の保全及び創造に関する施策を推進するにあたり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2) 条例の制定、制度の拡充

本計画における環境施策や取組が効果的かつ円滑に進むような条例の制定、制度の拡充などを検討していきます。

(3) 環境影響評価の推進

北広島市における一定規模以上の開発事業等に伴う、国・道の関係機関の法令等に基づく環境影響評価に際し、十分な情報の公開と住民意見の反映が図られるように努めます。

(4) 環境情報の収集

本計画の進行状況を評価するには、科学的な知見に基づいて、環境の状況、環境への負荷の状況を的確に把握する必要があります。このため、環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査を行うとともに、監視、測定等の体制の整備を進め、環境情報を収集していきます。

(5) 環境の状況等の公開

調査などより把握される環境の状況、環境への負荷の状況、本計画に基づき実施された施策の状況などに関する報告書を毎年作成し、公表します。

また、情報の公開にあたっては、市のホームページ、広報など、各種手法を活用するとともに、市民、事業者に対する説明会や環境に関する催しを開催するなど、積極的な情報の公開を進めます。